

改正案	現行
<p>（免許等の有効期間）</p> <p>第七条 法第十三条第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三〜六 （略）</p> <p>七 その他の無線局 五年</p> <p>第八条 前三条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局にあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。））に免許等（法第二十五条第</p>	<p>（免許等の有効期間）</p> <p>第七条 （同上）</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>二の二 地上一般放送局（エリア放送（放送法施行規則第四百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行うものに限る。） 一年</p> <p>三〜六 （同上）</p> <p>七 （同上）</p> <p>第八条 （同上）</p>

一項の免許等をいう。以下同じ。)をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。

一〇二 (略)

二の二 地上一般放送局(エリア放送(放送法施行規則第一百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。)を行うものに限る。)

三〇十四 (略)

2 (同上)

一〇二 (同上)

二の二 地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)

三〇十四 (同上)